ⅠLO第一四○号条約 (有給教育休暇に関する条約) の批准促進に関する質問主意書

者 金 子 満 広

提

出

## Ι L O 第 兀 $\bigcirc$ 号 条 約 (有給教育休 暇 12 関 す ^る条: (約) $\mathcal{O}$ 批 准 促 進 に 関 す る 質 間 主 意 書

玉 際 労 働 機 関 Ι L 0 は 九 七 兀 年  $\mathcal{O}$ 第 五. 九 回 総会で、 第 四〇号 **条** 約、 有 給 教 育 休 暇 に 関 す

る 条 約 を 採 択 L た。 有 給 教 育 休 暇 とは 条 約  $\mathcal{O}$ 定義によれ ば、 一岁 働 時 間 中 に 定  $\mathcal{O}$ 期 間 教 育 上

 $\mathcal{O}$ 目 的  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$ に 労 働 者 に 与 え 5 れ る 休 暇 で あ 0 て 十 分な 金 銭 的 給 付 を 伴 Š Ł *の* とさ れ 7 1 る。

 $\sum_{}$ 0 条 約 は き わ 8 て 重 要 な 内 容 を ŧ 0 7 V る。 休 暇 をとることの で き る 教 育  $\mathcal{O}$ 種 類 は 職 業

訓 練 に とど ま 5 な 1 般 教 育、 社 会 教 育 及 び 市 民 教 育 ま た 労 働 組 合 教 育 t 含 ま れ て 1

る さ b 12 条 約 前 文 で、 世 界 人 権 宣 言 第 六 条 が す べ て 人 は 教 育 を 受 け る 権 利 を 有 す る لح

利  $\mathcal{O}$ 環 لح L 7 有 給 教 育 休 暇 を 保 障 L ようとし 7 V) る  $\mathcal{O}$ で あ る。

宣

言

L

7

1

る

ことに

留

意

と

述

べ

5

れ

て

7

ること

で

ŧ

明

白

な

ように

ک

0)

条

約

は、

労

働

者

 $\mathcal{O}$ 

権

労 働 者  $\mathcal{O}$ 全 人格  $\mathcal{O}$ 発 達 に カゝ カゝ わ る 教 育を、 有給 で保 . 障 す るような制 度 は、 我 が 玉 に お 7 7 Ł 早

期 政 に 実 現 L な け れ ば な 5 な V し、 その た おきな め に ŧ, 0) れ 条 か 約  $\mathcal{O}$ 即 時 年 批 准 が 求 現 8 5 れ 批 7 准 1 る。 しようとは ところ

L 7 1 な 1 が

府

は

ک

 $\mathcal{O}$ 

条

約

 $\mathcal{O}$ 

採

択

に

賛

成

L

7

が

ら、

そ

ら

<del>\_\_</del>

八

た

0

た

在

ŧ

ょ 0 て、 次の点を質問する。

り、 き点 ま る か 、そうい た に 政 第 が 際 そ 府 残 れ は L \_ 0 を ま つ て れ 八 Ι L た点 お 口 7 L ま り 玉 は O で、 に に ます」「実 会で 0 も質 条 最 7 は、 低 約 7 問 限  $\mathcal{O}$ ŧ L は率直 度 批 条 明 てい ど 准 5 約  $\mathcal{O}$ に か  $\mathcal{O}$ に ることを 踏 程 に 解 申 み 度 な 釈 し上げまして、  $\mathcal{O}$ 切 0 上 'n 施 て 等 明ら お 策 ない  $\mathcal{O}$ を り 間 かに 実 理 ま 題 施 せ 由として、 に してきた。 ん」(参 す 0 Ι る、 きま L Ο 議 あ 当 L 院 る 条 約 て、 局 第一一 決 7  $\mathcal{O}$ 算 の解 その は 方にそうい 委 実 六 員 釈に検討 施 点で 口 会)と答 L 玉 ŧ て 一会で、 1 う う すべ 少 疑 る 弁 は、 必 義 L L 要 き点が 解 検 7 批 釈 討 が 1 を投 る。 あ 准 す ベ る あ す

げ

か

け

たわけでございますが、

私どもまだ返事をいただい

て

١,

ない」(衆議

院予算

委員

(会第)

兀

分

科会)と答えている。

1 Ι L O 条 約  $\mathcal{O}$ 解 釈 権 12 7 **,** \ て 1 え ば、 昨 年 0 総 会で Ι L O 専 門 家 委 員 会が 報 告を 行 V )

玉 際 司 法 裁 判 所 に よっ て 反 す るも のとさ れな *\* \ 限 り、 専 門 家委 員 会 0 見 解 が 有 効 か つ 般 的

に 認 8) 5 れ るべ きものとし 7 **,** \ る。 政 府 は、 条 約 0 解 釈 権 に関 して、 この総会へ 0) 報 告

を

認

8 るべ きで、 あると考えるが、 どう か。

2 昨 年  $\mathcal{O}$ Ι L Ο 総会に は、 専 門 家 委員 会が 「有給教 育 休 · 暇 に 関する第 \_\_ 四〇号条約 及 び第

匹

八

号勧

告

 $\mathcal{O}$ 

報告に

. つ い

て

 $\mathcal{O}$ 

般

調

査

( 以 下

般調

査

という。

を提出してい

る。

こ の

暇 般 調  $\mathcal{O}$ 定 查」 義 で 解 は 釈 が あ 具 る 体 政 的 府 に か 示 5 さ 疑 れ 義 7 解 釈 1 る。  $\mathcal{O}$ 間 ک 1 合 れ によ わ せ 0 が て、 あ 0 条 たことも 約  $\mathcal{O}$ 解 紹 釈 介  $\mathcal{O}$ 問 L つつ、 題 を 批 有 准 給  $\mathcal{O}$ 障 教 育 害 休 と

することはできなくなったのではないか。

3 般調 查 が出されてすでに一年近くが経過しており、 政府が検討する十分な時間が あ 0

たが、 0) 般 調 査  $\mathcal{O}$ 内 容と、 我 が 玉 0) 現 行 法 規、 国 内 慣 行 との関係 に つい て、 検討  $\mathcal{O}$ 到

達 点 を示 L て *( )* ただ たきた V

政 府 は、 条約が有給 休暇  $\mathcal{O}$ 対象とし て V) る 「職業訓練」 に こついて いえば、 有給教· 育訓 練 休 暇 を

与えてい る企業が 少ないことが、 批准 の障 害であるとしてきた。 第一〇二回 国会で は、 「(低

い 普及率 0 中では、 事 業主主体の社会の コン センサスとい いま しょうか、 事 業主サ Ź K 0 ŧ

のでござい ます が、 な カゝ な カゝ 得 にく ( ) 状態 がございます。 L たが 7 まして、 もう少し社会  $\mathcal{O}$ 理

解 を得ら れ た 段 階 で 検 討 をさせ て ١ ر た だきた \ \_ (衆 議 院 社会労 働 委員会) と答えて いる。

1 有 給 教 育 訓 政 練 府 休 に 暇 求  $\mathcal{O}$  $\Diamond$ 実 5 施 率 れ が 低 **\**\ ることで 7 ことが は 問 な 題 7 だ لح  $\mathcal{O}$ か 1 う な ら、 普 及 率 を 高  $\Diamond$ る た め に 努 力 す

ることこそ、

て

2 条約 を批准 するうえで 必要な (T) は、 対応 す る国 内 法 令 の整 備 であ る。 ک れま で 実施 率 など

が 間 題にされたことはな 職業訓練につい ていえば、「職業能 力開 発促 進 法 が 有給 教 育 訓

練 休 暇 を 規 定 し、 玉  $\mathcal{O}$ 助 成  $\mathcal{O}$ 制 度 ŧ 定 8 7 お り、 玉 内 法 令 は 整 備 さ れ て 7 る。  $\mathcal{O}$ 条 約 に

限 0 7 休 暇  $\mathcal{O}$ 実 施 率 を 批 准  $\mathcal{O}$ 要 件 に す る  $\mathcal{O}$ は 適 当 で は な **,** \ と考え る が どう か

三 政 府 は、 第 一 一 八 口 玉 会で 社会教育に . つ , v て、 定義 内 容につきま L て 不 ·明 確 で あ るとい

うことが 現 在 間 題点でござい ま す ( 参 議院外務委員会) と述べてい る。

1 我 が 玉 に は 社 会 教 育 法 が あ り、 そ 0) な カゝ で 社 会教育 とは 学 校  $\mathcal{O}$ 教育 課 程 とし て行 わ れ る

教 育 活 動 を 除 き、 主 とし て 青 少 年 及 び 成 人 に 対 L 7 行 わ れ る 組 織 的 な 教 育 活 動 体 育 及 び

ク IJ 工 シ 日 ン  $\mathcal{O}$ 活 動 を 含 む。) と定 義 さ れ 7 1 る。 定 義 は 明 確 で は な 1 か ک 0) 定 義 で は

何か不都合なことでもあるのか。

2 社 숲 教 育 法 に 基 づ き、 青 少 年 及 び 成 人 が 積 極 的 に 社 会 教 育活 動 に 参 加することは 政 府 と

7 は 大 7) に 奨 励 すべきことだと考え るが どう か ک れ を 有 給とすることは、 社会教育活

動 ^ 0 参 加 を 奨 励 ずる、 重 要な手段の一 つ に なるので は な 7 か。

3 社 会 教 育 活 動 等 ^  $\mathcal{O}$ 参 加  $\mathcal{O}$ た 8 に、 1 わ ゆ る ボ ラン テ 1 ア 休 暇 制 度 を 導 入 す る 企 業 が 増 え

て 7 る。 政 府 とし 7 は、 ک  $\mathcal{O}$ ょ う な 制 度 を 奨 励 す る 考 え は あ る か

兀 先  $\mathcal{O}$ 般 調 査 によると、 労 働 組 合 教 育 0 ため 0) 休 暇 は、 多くの 玉 が 法 律 か 労 働 協 約 で 保障

L て *\*\ る。 ところが 日 本政 府 は、 わ が 玉  $\mathcal{O}$ 労 働 組 合 法第七条に不 当労 働 行 為 が ず 0 と 並 ん で

与えること。 』こういうことになっておりまして、 使用 者 0 負 担、 す な わ 5 有 給 とい うことは 使

お

り

ます

が

そ

0

中

に、

使

用

者

が

¬ 労

働

組

合

 $\mathcal{O}$ 

運

堂営の

た

 $\Diamond$ 

0

経

費

0

支

払

につ

き経

理

上

0

援

助

を

用 者  $\mathcal{O}$ 負 担 で あ ŋ ま す か ら、 使 用 者  $\mathcal{O}$ 負 担 で 労 働 組 合 が 労 働 組 合 教 育 を 行 うとい うことを 目 的

とす る  $\mathcal{O}$ 教 育 に つ 1 て、 B は り どうし 7 ŧ 抵 触 を てくる 第 九 口 玉 会 衆 議 院 予 算 委 員

会 と答 弁 L て 1 る。 労 働 者  $\mathcal{O}$ 権 利  $\mathcal{O}$ 擁 護 を 目 的 とし た 労 働 組 合 法 を、 労 働 者  $\mathcal{O}$ 権 利 確 立.  $\mathcal{O}$ 障

害とする態度は、はなはだ遺憾である。

1 行 政庁 等 の主 催 す る労働 者 教 育、 及び労働 組 合が 組 合員 0 福 利、 厚生のため に開 催 する 教

育 ^ 0) 参 加 を有 給 で 保 障 することは、 全 < · 問 題 は な **,** \ と考えるが どう か

2 戦 後  $\mathcal{O}$ 労 使 協 議  $\mathcal{O}$ 積 4 重 ね  $\mathcal{O}$ な か で、 労 働 組 合  $\mathcal{O}$ 大 会 等 ^  $\mathcal{O}$ 参 加 を 有 給 で 保 障 す る よう に

な 0 て 7 る 例 は 少 な < な そ れ は、 労 働 組 合 法  $\mathcal{O}$ 基 本 的 な 前 提 が 使 用 者 に ょ る 労 働 組 合

1  $\mathcal{O}$ 支 カゝ らで 配、 あ 介入を防ぐことに る。 政 府 は、 す で あ ý , に 実 ん施され 大会等 7 0) 1 るこ 参 加 れ  $\mathcal{O}$ 5 保  $\mathcal{O}$ 障 例が、 は、 そう 使 用 者 た支配、 による労 介入に当 働 組 合 た の支 らな

L

配、 介入 にな 0 て 1 ると考 えて 7 る  $\mathcal{O}$ か。

3 労 働 組 合  $\mathcal{O}$ 行 j 教 育 活 動 ŧ, 法 律 上 は  $\mathcal{O}$ 種  $\mathcal{O}$ 大会等 · と 同 じ 扱 7 に なると考え るが、

か

右質 問 する。